

青森県報

第三百六十号

令和三年
九月十五日
(水曜日)

目次

告 示

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……一

○右 同……………(同) ……三

○県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……四

○3Dプリンター(金属造形)の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……四

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(上北地域 県民局) ……六

○土地改良区の変更の認可……………(同) ……六

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(青森空港 管理事務所) ……六

○右 同……………(同) ……七

告 示

青森県告示第六百三十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 後潟 青森市大字小橋字田川二六 山口 隆 治 青森市大字四戸橋字磯部四〇の九八 工 藤 德 光 青森市大字後潟字大原八七の三 西 谷 文 昭	期 間 令和三年九月 十五日から同 月二十九日ま で 場 所 後潟漁業協 同組合

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ハッピー・ドラッグ元町西店 マエダストア元町西店
十和田市元町西四丁目九二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社丸大サクラキ薬局
青森市大字三内字玉作二の七二

- 代表取締役 櫻井清
- 2 株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 株式会社丸大サクラ牛薬局
青森市大字三内字玉作二の七二
代表取締役 櫻井清
- 2 株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
令和四年四月二十五日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、五四八平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 1 駐車場の位置及び収容台数
一一〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
三〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
八〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 株式会社丸大サクラ牛薬局
開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時
株式会社マエダ
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(一) 駐車場一

- 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
- (二) 駐車場二
午前八時三十分から午後九時まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(一) 荷さばき施設一
二十四時間
(二) 荷さばき施設二
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
令和三年八月二十四日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び和田市役所
- 2 期間
令和三年九月十五日から令和四年一月十五日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、和田市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
令和四年一月十五日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ弘前岩木店

弘前市大字一町田字村元七一四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二

代表取締役 伊藤光博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一

代表取締役 八幡政浩

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年四月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一二六・九一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

三七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

三六・五一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六・〇四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ツルハ

開店時刻 午前八時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和三年八月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年九月十五日から令和四年一月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年一月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、白神二期地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和三年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年九月十六日から同年十月十五日まで

三 縦覧の場所

西目屋村役場

3Dプリンター（金属造形）の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和三年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

3Dプリンター（金属造形） 二式

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和四年三月二十五日

三 納入場所

青森県立八戸工業高等学校 一式

青森県立十和田工業高等学校 一式

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和三年十月六日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

4 提出部数 四部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和三年十月二十六日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Two (2) 3D Printers (Metal Modeling)

2 Time limit for tender:

26 October, 2021

(Please refer to the bid manual for the start time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division

Accounting Bureau
 Aomori Prefectural Government
 1-1-1 Nagashima
 Aomori City, Aomori 030-8570
 JAPAN
 TEL 017-734-9099

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年九月十五日

上北地域県民局長 石 橋 豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年 月 日
理 事	下 浅 弘	上北郡東北町字外蛭沢北久保九八	令和 三・四・三〇

土地改良区の変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、稲生川土地改良区の小増沢頭首工管理規程の変更を令和三年九月六日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和三年九月十五日

上北地域県民局長 石 橋 豊

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正な取水位によりかんがい取水を行い、毎年四月一日から九月十五日までのかんがい期間にあっては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びに観測のために必要な設備等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に必要措置をとるものとする。干ばつ時には、用排水調整委員会と協議し対応を講じるものとする。

四 その他施設の管理に必要事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月十五日

青森空港管理事務所長 西 谷 一 弘

一 物品等の名称及び数量

液状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

青森市大字大谷字小谷一の五

令和三年八月六日

五 落札者の名称及び住所

北海道日油株式会社

北海道美唄市光珠内五四九

六 落札金額

一キロリットル当たり十五万六千二百円

七 落札者を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年六月十八日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月十五日

青森空港管理事務所長 西 谷 一 弘

一 物品等の名称及び数量

粒状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年八月六日

五 落札者の名称及び住所

株式会社サンネクト

東京都港区浜松町一丁目二の一

六 落札金額

一トン当たり十六万三千九百円

七 落札者を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年六月十八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円